

公益社団法人 我孫子市シルバー人材センター

就業職種別グループ設置基準

(設置)

第1条 会員の安全な就業を促進し、事業の効果を高めるため、公益社団法人我孫子市シルバー人材センター（以下「センター」という。）就業職種別グループ（以下「グループ」という。）を設置する。

(種別)

第2条 グループは、業務の遂行上必要に応じて、同一職種、就業場所で複数の会員が就業する場合を基本に、公益社団法人我孫子市シルバー人材センター就業期間等の設定に関する基準第2条で規定する別表に掲げる職種毎に置くものとする。

ただし、他の職種において会長が必要と認める場合は、当該職種にグループを置くことができる。

(グループリーダー)

第3条 前条に規定するグループにグループリーダー1人を置く。ただし、グループリーダーは、そのグループで就業している者とする。

2 グループリーダーは、グループに属する会員（以下、「グループメンバー」という。）の互選による。

3 グループリーダーの任期は、原則当該年度の4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠のグループリーダーの任期は、前任者の残任期間とする。

(グループリーダーの任務)

第4条 グループリーダーの任務は、センターと連携を図り、次に掲げる事項とする。

- (1) センターからの情報をグループメンバーに伝達すること。
- (2) 就業報告書をセンターへ提出すること。
- (3) グループの緊急時には必ずセンターへ連絡すること。
- (4) グループの安全対策及び適正就業対策を推進すること。
- (5) グループの意見及び要望等の調整を図ること。
- (6) グループの親睦及び融和を図ること。

(委任)

第5条 この基準に定めるもののほか、グループ設置に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則 (令和4年10月31日理事会議決)

この基準は、令和4年12月1日から施行する。